

企業の経営者支配と資本主義体制

——プロスの所論を中心として——

藻 利 重 隆

一 序

今世紀の初頭以来、ことに第一次大戦終結以後の資本主義諸国における株式会社の発展はまことに顕著なものであるが、とくにアメリカ合衆国におけるそれはまさに驚嘆に値するものがあるということが出来る。しかもその特質は何よりもまずこれを巨大会社の発現にもとめるべきであろう。この巨大会社こそはまさに現代資本主義社会に固有の株式会社をなすと解しうるのである。

ところで、巨大株式会社の発現は多くの新事態を招来することとなった。「株式所有の分散」、「不在所有制の発現」、「専門的経営者の登場」などの現象はこれを代表する。そしてこれらに起因する諸問題がやがて「現代資

本主義論」をも成立させることとなるわけであるが、こうした問題の第一に位するものとしてわれわれは、株式会社企業における「経営者支配」(management control; Managerkontrolle)のそれを取りあげることができる。

この経営者支配を中心とする論議はアメリカにおいて一九三〇年代のはじめの頃から特に顕著であるといつて差しつかえない。そしてそれは、巨大株式会社の発展がアメリカにおいて最も進んでいたことの当然の帰結をなすのである。しかしこの問題はもとよりアメリカのみに固有な問題ではない。すなわちそれは高度に発展している資本主義諸国の一般問題をなすのである。したがってそれはもとより西ドイツやわが国の問題でもありうる。わが国においてこれに関する多くの論議が認めえられる

ことは周知のことであるが、西ドイツにおいても事情は必ずしもいちじるしく異なるものではないように思われる。もとよりこれに関する文献は西ドイツには必ずしも多くはない。しかしその問題性は十分に意識されているものと解されうるのである。

この論文においてはわれわれは、こうした経営者支配の問題を端的に取りあげている西ドイツの学者プロス (Frau Dr. Helge Pross) の所論を中心としてこの問題の特質の一端を究明することとしたい。ただしそこにはアメリカの文献には見出し難い異色の見解が求められうるからである。⁽¹⁾

プロスはここに取りあげる著書の理論的な問題提起をつぎのとおりに要約している。⁽²⁾

「今日までのところいかなる国においても、三〇年代および四〇年代に形成されたあの仮定、すなわち、経営者は将来私的所有制に対して否定的な態度を取ることとなるであろうという仮定は、実業界 (die Praxis) の確認するところではなかった。『経営者革命』が起らなかっただけではない。むしろ、資本をもたない機能者 (die kapitallosen Funktionäre) は今日ではアメリカ

カにおいても西ドイツにおいても私的所有制の決定的な弁護者に属し、また国家の干渉からできるかぎり自由な私経済体制の決定的な弁護者に属するのである。

これは事実であり、したがってそれはもはや証明を必要とするものではないが、しかしその理由は説明されなければならぬ。いかなる利害関係が経営者を資本主義体制に結びつけているのか、また闘争宣言や中立ではなくてかえって資本主義体制の擁護に賛成させることとなるのか、つまり、経営者の支配する企業においてなお依然として利潤動機 (Gewinnmotiv) が、経済活動の最高の基準 (oberste Richtlinie) としてのその意義を喪失することが全くないのはなぜであるのか、一体経営者は実際に新しい社会階級の中核体をなすもののであるか、こうした問題がなお残されているのである。」

このように提起された理論的な問題を説明しようとするのが本書におけるプロスの意図である。ここではわれわれは、プロスのこうした所論の検討を介して主題に関する論考を試みることにする。

(1) 本文で取りあげるプロスの著書はつぎのものである。

H. Pross: Manager und Aktionäre in Deutschland, Untersuchungen zum Verhältnis von Eigentum und Verfügungsmacht, Frankfurt a. Main 1965.

なお、本書は一九六三年に西ドイツのフランクフルト大学哲学部で通過した講義担当資格論文(Habilitationsschrift)に加筆訂正されたものであり、著者プロス女史は社会学者であるが、現在の職名は筆者には明らかでない。さらに、本書は一九五八年の西ドイツの巨大企業一一〇社(売上高の順位で選出された一一〇社と、公称資本金一〇、〇〇〇万マルク以上の会社でこれに含まれていない一一〇社とを合わせた一一〇社)の支配形態に関する実証的研究を含むものであって、西ドイツにおける特殊な文献をなすものと解することができる。

(2) Pross, a. a. O., SS. 41—42.

二 支配的経営者と資本主義体制

プロスは、今世紀初頭以来、資本参加にもとづく企業支配にかわって、資本参加にもとづかない企業支配が現れて、その発展を見つつあること、しかも「経営者支配」(Managerkontrolle)が企業においてますます拡大し、また「資本をもたない機能者の支配」(die Kontrolle durch kapitallose Funktionäre)が唯一の典型的な支配関係をな

すようになるという可能性が、現代の資本主義社会のうちに認められること、こうした事実を積極的に承認する⁽¹⁾。ところでこのように経営者支配が発展してきたことに関連して、一九三〇年代から四〇年代にかけて資本主義体制の存続能力に関する悲観的理論の展開を見ることがなるわけであるが、それは、プロスによれば、経営者支配が資本主義体制崩壊の徴候であり、またその原因であると解されていることによる。しかも経営者支配に関するこのような解釈はつぎのような推論にもとづくものだと解するのがプロスなのである。

市民社会において経済主体を動かす決定的な動機は彼の利潤に対する欲求である。所有者と同様に経営者もまた自分自身の高額所得を希望する。そこで所有者と同様に経営者もまた第一次的にはこうした利害関係によって私的所有制に対する態度を決定することとなる。ところが私経済体制においては、経営者をこの体制の擁護者に仕立てるのに必要とされるだけの配慮が、彼の利害関係について行われうるいわれはない。要するに経営者は、私的所有制が所有者に対して約束している特権から除外され、その圏外におかれているのであるから、経営者は

原理的にこの制度の敵であり、これを廃棄することこそが経営者の関心事をなすこととならざるをえないのである。

ところが、こうした推論、したがってまたこれにもとづく資本主義体制崩壊論をブ罗斯は全面的に否定する。

そしてそれは、経営者が私的所有制やその他の資本主義的制度に対して闘争をいどんだり、またバーナム (Burnham) の予言したように経営者が国家の権力を掌中におさめようと企てたりするというようなことは、この二、三十年の間、いずれの国においてもついに発現してはいないという事実、しかもそれだけではなくて、逆に、「ドイツ連邦共和国においても、アメリカ合衆国においても、経営者は現存の経済制度の維持を断乎として肯定し、この制度が彼らにもたらすと思われる多幸な成果を賞讃し、また所有制の不可欠性を強調している」という事実とその根拠をもとめて行われているのである。つまり「経営者は資本主義に対して単に新しい敵として立ちあがらなただけではない。資本主義は経営者において強力な擁護者を見いだしたのである。」⁽²⁾ しかもブ罗斯はこの事実が証明を必要とするものではなくて、単にこ

れに対する説明を必要とするにすぎないことを強調する。つまりこの事実それ自体は、何びともこれを疑いえないほどに歴然たる自明のものであって、これに關してはなんらその証明を試みる必要を見ないとするわけである。

このようにしてブ罗斯は、企業において経営者支配を展開する経営者、つまり「支配的経営者」(die kontrollierenden Manager) が資本主義体制の強力な擁護者であることを、自明の事実にもとづいて断定する。それではこのような支配的経営者がなぜ資本主義体制の強力な擁護者として登場し、機能することとなるのであろうか。

その説明が右の事実に対して要求せられる「説明」にはかならないのであるが、ブ罗斯はこれに対する理由として三種を大別する。その第一は経営者の個人的動機であり、第二は経営者支配と資本主義体制との内面的関連性である。そして、さらにこの両者のいずれにも含まれないものがその第三をなすわけである。以下われわれはブ罗斯の論述するところにしたがってこの三者のそれぞれの内容を展開することにした。

第一にわれわれは経営者の個人的動機を問題としなければならぬ。ところがこれに關してブ罗斯はさらに三

種を細別している。そしてその第一にあげられるものが経営者の金銭的な動機をなすのである。すでにのべてきたように、市民社会において経済主体の行動や態度を第一次的に決定するものはその経済主体自身の高額所得に対する欲求であった。このことは、資本主義体制がもし経営者のこうした物質的欲求を充足しえないならば、この体制の支持を経営者に期待することはできないが、逆に資本主義体制が経営者のこうした欲求の充足に関して適切な配慮をなしうるものであるならば、この体制の支持はこれを経営者に期待しうるものであることを意味している。しかもプロスはこの後者の場合こそがまさに現代資本主義の実情であると解する。すなわち、「たとえば経営者は、機能的所有者 (die fungierenden Eigentümer) とは異なって、すべての企業利潤 (Unternehmensgewinn) を手に入れるわけではないにしても、経営者の金銭的要求 (finanzielle Forderungen) はなおよく尊重されている。経営者の物質的および非物質的利益は企業の利潤 (die Profiteressen des Unternehmens) と結びついているのであるから、前者の実現は全面的に後者の追求に依存しているのである。」⁽³⁾

それでは経営者に対して企業が提供する金銭的利益 (die finanziellen Zuwendungen) としてわれわれはなにを理解するべきであろうか。そのもっとも重要なものはいうまでもなく高額の給料および分配利潤 (Tantiemen) ——役員賞与を想起せよ——である。⁽⁴⁾ これらの多少が企業利潤の多少に少なくとも部分的に依存していることは明らかであろう。ところがこの高額の給料および分配利潤とならんでさらに第二に年金が存在していることも見おとされてはならない。年金契約もまた、経営者が自分の現在および将来における高額で確実な所得を獲得しようとする努力と、企業そのものの利潤獲得とを結びつけるために多大の貢献をなすのである。「株式会社は資本的に強力であればあるほど、その会社の経営者の年金はますます確実となり、またその会社は定年退職に対する高額の支払を考慮することがますます確実に可能となるのである。」⁽⁵⁾

給料および分配利潤、ならびに年金について、経営者を企業財産の増大に積極的に参与させる第三の金銭的利益としては、経営者に対するオプション (Option) の提供、すなわちその企業の株式を取引所相場以下の価格

で取得しうる権利の供与がさらにあげられうる。これはアメリカのみならず西ドイツにおいてもまた用いられている方法なのである。

そこで経営者は彼が自己の物質的利益を追求することによってその財産を増大させ、またこれを維持しようと欲するかぎり、みずから進んで企業利潤の増大に努力せざるをえないこととなる。「換言すれば、高額の給料、分配利潤、その他の利得は、経営者の利益と企業の利益とを統合するための有効な——もとより唯一のものではないが——手段をなしているのである」⁽⁶⁾。

けれども、所得に対する累進課税によってこうした手段がその有効性を喪失し、経営者の所得がもはや特記に値するほどには高められえなくなり、おのずから企業利潤の増大に対する経営者の関心が減退するという危険が増大するような場合には、企業利潤の拡大を促進するための別の動機が効力を発揮することとならざるをえない。そしてここにわれわれは、経営者の金銭的な個人的動機につぐ第二の個人的動機を理解しうることとなるのである。プロスはこれを経営者の「威信」(Prestige od. Ansehen)ないしこれにともなう「権力」(Macht)に関連する

ものとして理解する。すなわち、自己の威信を保持し、かつこれを増大させようとする経営者の努力は、努力することによってひとたび獲得しえた自己の地位を堅持しようとする経営者の関心——これについては後述する——と共に、企業利潤を拡大するための機会をつねに探し、またこれを活用させるように経営者を仕向けることとなる、と解せられるわけである。ただし、経営者が産業界において、またさらには産業界を越えてみずから保持することとなる威信は、その経営者によって運営されている企業の安定と拡大とによって確保し、増大されて行くものである。ある企業の経営者に与えられる尊敬は、企業それ自体に対する敬意に由来し、また後者はさらに企業の規模に由来するのが一般であり、おのずから経営者は企業利潤を増大させてこれを企業に役立てるということに最善をつくすこととなる。そしてそれこそがまさに経営者の威信に役立つわけである。

要するに「自己の財産を増大したいという願望と、個人的な威信が会社の名声に依存するということが、相協力して、経営者をして企業収益(Unternehmensertrag)に対してもまた同様に関心をもたせることとなるのである

る。」つまり、「主観的な行為の動機としての利潤追求 (Gewinststreben)」、そしてまた体制それ自体によって予め与えられていて、すべての企業経営者を拘束している、客観的な要請 (Imperativ) としての利潤追求が、純粋の競争経済における一般的な方法とは異なるものではあるが、しかし同様に有効な方法と、たがいに調和を保つこととなるのである。⁽⁷⁾

つぎに第三の経営者の主観的動機もまた、上述の二つの動機と同様に企業の利潤追求に寄与するものとして発現する。しかもそれはこれらの二つの動機と密接な関連をもっているものである。そしてそれは経営者が自律的な支配的経営者としての自己の地位を堅持しようとする欲求にはかならない。もしも経営者が、みずからの努力によってひとたび獲得しえた、支配的経営者としての自己の地位を確保しようと欲するならば、経営者はたえず経営者としての自己の業績を披瀝して行かなければならない。つまり単に経営者の威信のみならず、支配的経営者としての彼の全存在が、まさに、企業の存続と繁栄 (die Erhaltung und Prosperität des Unternehmens) に依存しているわけである。「経営者が自己の地位の喪失や、

自己の行動の自由に対する制限を回避するためには、彼は、企業が自分自身の所有に属する場合と同様に、これを保全して行かなければならないのである。⁽⁸⁾」だがそれほどばかりではない。企業は拡張を必要とする。ただし、拡張しえない企業は、強力な競争相手によってその存立を脅かされる恐れがあるからである。ところでこうした拡張のために必要とされる資本が、その大部分を資本市場ないし長期金融市場から調達されるということになると、外部からの資本参加にともなう経営参加の可能性が発現し、経営者の自律性 (die Autonomie der Manager) が脅かされないともしがきらない。こうした事情に対する配慮が、その他の事情に対する配慮と共に、経営者をして企業の自己金融方策の意義を高く評価させることとなる。しかもそれは企業利潤の増大によってのみはじめて可能となるのであり、おのずから経営者は、自律的な支配的経営者としての自己の地位を堅持することのために、進んで企業利潤の増大に努力することとなるのである。以上が経営者の個人的動機に関するプロセスの見解の概要である。しかもプロセスはこれを要約してつぎのとおりにのべている。⁽⁹⁾

「巨大企業を支配するものは経営者であるのかそれ

とも所有者であるのか——そのいずれであろうと、経済的發展に対して方向を指示する推進力は原則的には同じである。この二つの集団の意思決定は原理的には資本主義体制によって予めあたえられている同一の目的を志向している。資本主義体制の命ずるところに抵抗するということに対しては、経営者は資本家と同様になんらの誘因をもつものではない。機能者の物質的および非物質的利益が適切に考慮されるということについては、たとえ経営者が自己の所有に属さない資本を意のままに処理しており、そして所有者は自己の所有する生産手段を自由に処理してはいないにしても、資本主義的経済の原理がその妥当性を保持しているのである。二つの集団の行動は、それらがニュアンスを異にすることはありうる。原理的にはしかし一方の施策は他方のそれと異なっているわけではない。経営者によって支配され、資本主義の原理とは異なる原理によって営まれているような社会ではなくて、むしろバーリー(A. A. Berle)のいわゆる『資本家のいない資本主義』と思われるようなものが展開しているのでは

る。¹⁰⁾

つまり、支配的経営者の個人的動機は、機能的所有者のそれと本質的にはなんら相違するものではなく、おのずから経営者は資本主義体制の擁護者たらざるをえない、と解するのがプロスであるといいうるであらう。だが支配的経営者が資本主義体制の擁護者たらざるをえない理由は、プロスにおいては単にこうした個人的動機によってつくされるわけではない。すなわちわれわれはさらに進んで第二の理由を考察しなければならない。しかもそれは、経営者支配と資本主義体制との内面的関連性の問題にはほかならないのである。

自分の私有財産を増大し、自分の威信を高揚し、さらに自分の地位を確保しようとする経営者の関心は、原則的には、支配的な私的所有者の行動に対して方向を指示する見地と全く同一の見地にもとづいて経営者が企業を経営することを要請するようになるのであるが、しかし、プロスによれば、こうした関心だけでは、経営者を資本主義体制に対する積極的で活動的な擁護者に仕立てあげるのにはなお十分ではない。なぜなら、彼女の理解するところでは、企業の地位を改善し、それによって経営者

自身の地位をも改善しようとするような施策を経営者に要請する上述の動機は、そのいづれもが、生産手段に関する私的所有制をとまわらない経済においてもまたこれを展開し、充足させるものだからである。そして、もしそうだとすれば、経営者は生産手段の所有者とは異なっており、みずから進んで資本主義体制に執着しなければならぬといういわれは毛頭見出されえない。換言すれば、資本主義体制を廃棄することに対して経営者は何らの抵抗をも感ずるものではないということになるわけである。だが、はたしてそうであろうか。これを否定するためにこそわれわれは第二の理由を考察する必要に迫られるわけである。

ブロスによれば、経営者が資本主義体制の廃棄に無関心でありうるとする見解の最大の誤りは、生産手段に関する私的所有制が経営者の権力 (Managermacht) を制限するものであるとする見解のうちに見出される。ところがこの生産手段に関する私的所有制、したがって資本主義体制は「実際には、逆に、経営者の在り方を特質づける自律性に関して、これを制限するものではなくて、かえってそれの不可欠の前提をなしている。これは現代の

資本主義のみがはじめて実現することのできる前提なのである。経営者支配というものをそもそも可能にするような制度、すなわち、巨大企業の現存と生産手段に関する私的所有制とは、ともに現代の資本主義にとって本質的なものである。これらの制度の廃棄は同時にまた経営者支配の廃棄を招来するであろう。巨大企業が存在せず、また生産手段に関する私的所有制が存在しない場合には、経営者支配はありえないのである。巨大企業が全然存在しないか、あるいは単に僅少の巨大企業が存在するにすぎないような初期資本主義的競争経済も、また生産手段に関して公的所有制のみを知っていて、中央で計画されている経済も、ともに、被用経営者 (angestellte Unternehmenseiter) に対して自律的な処理のための同様の機会を提供するものではないのである。⁽¹¹⁾つまり、初期資本主義の競争経済の場合には自律的な処理は「企業者」の担当するところであって、被用経営者はその支配下におかれる。また社会主義社会においては、個々の経済単位の経営者の物質的および非物質的利益がどのように多くの配慮を受けるにしても、その経営上の権限は中央機関の統制によって制限されざるをえない。おのずから社

会主義経済においては経営者はその自律性を喪失せざるをえない、と解せられるわけである。ところがこの自律性こそは、経営者支配を展開する支配的経営者の本質的属性をなすものとして理解されてきたものであることが想起されなければならないのである。そこでプロスはつぎのような論述を展開することとなる⁽¹²⁾。

「もしも経営者が生産手段に関する私的所有制の廃棄に対して十分納得の行く関心をもちえないとするならば、今度は経営者はこの制度を現在の形態において維持することを承認するためのあらゆる根拠をもつこととなる。もしも経営者が自己の独立性 (Unabhängigkeit) を保持しようと欲するならば、経営者はこの制度の不可侵性を宣言しなければならない。所有者がみずから準備した資本を利用し、またそれによって獲得された利潤を利用する権利は、所有者自身がこれを所有しなければならぬという原理、この原理に対する制限は、すべて、広範囲に分散した資本をもつ株式会社に引きつがれ、したがってまた経営者の権力 (Macht, nagermacht) に対する制限を意味することとなるであろう。経営者は、法律の上で株主に帰属している支配

権を事実において占有しているのであるから、株主権の限定は経営者の行動の自由を限定することとなるであろう。それゆえに株主権に対する侵害は経営者がこれを拒否しなければならない。所有者の権利の廃棄ないし単なる制限はいうまでもなく、その権利の拡大もまた明らかに経営者にとっては妨げとなりうるのである。そこで経営者は、現状の変更を、したがってまた所有権に対する干渉を忌避する保守的な権力をなすわけである。私的所有制は経営者を保護し、また経営者は私的所有制を保護するものである。」

経営者支配、したがってまた自律的な支配的経営者と生産手段に関する私的所有制、したがってまた資本主義体制との内面的関連性に関するプロスの見解は以上のとおりである。そして、実はこのことのうちに、支配的経営者が資本主義体制の擁護者たらざるをえないということに關するより根本的な理由が求められうることをわれわれは見落してはならないのである。だが経営者を資本主義体制の擁護者に仕立てている理由はプロスにあっては決してこれでつきるわけではない。そこでわれわれはさらに進んでプロスの主張する第三の説明理由を解明

して行くことにしたい。

さて、プロスが第三の部類に属するものとして取りあげているものは、上述の二つの部類に含まれないもののすべてを包括する。おのずからそこには異質のものが含まれざるをえないこととなるのであるが、プロスはこれに関して三種を細別している。その第一は、経済社会における威信をできるかぎり独占しようとする経営者の願望である。資本主義社会においては私企業を経営する人びと、すなわち「企業者」や「経営者」と称せられる人びとが社会の指導的地位を占めているのであり、特に巨大企業の経営者は、経済過程の有効な機能に対する事実上の貢献や憶測にもとづく貢献のために高度の威信を享受している。ところが国家やその他の公共機関が生産手段の所有者となり、中央の計画機関が経済の運営を担当することとなると、経営者はこれまでみずからいわば独占的に享受してきたこうした高度の威信を、他の集団と分け合わなければならないこととなる。しかも「分割された威信は低度の威信なのである」。つまり経済社会における経営者のいわば独占的な指導的地位は資本主義体制のもとにおいてのみ許容されうるわけである。そこ

で「またしても、国家の経済活動を制限すること、および私経済的秩序を維持することに関して、新旧二つの支配集団（経営者および支配的所有者——漢利）は同じ利害関係を示しているのである」⁽¹⁹⁾。

第二にプロスは、経営者が自分自身の株式所有にもとづいて資本主義体制に結びつけられていることを指摘する。つまり、支配的経営者もまた一般には株主であることが問題とされているわけである。この場合、こうした経営者の所有する株式は、彼がみずからその運営を担当している会社のものに限られるわけではない。他の会社の株式もまたこれに含まれるのみならず、後者のみの場合もありうることは当然である。ただみずから経営する会社の株式所有がもっとも重要な意味をもちうるものであるということまでもないであろう。もとよりその株式所有は、この経営者の支配力（Kontrollmacht）を保証するに足りるほどのものではありえないはずである。けれどもそれは経営者の所得を補足する役割をはたすものとして重要な意味をもつのである。けだし、会社の公称資本金に対する経営者の持分比率が僅少であるということ、は、必ずしもその所有株式が金額において僅少であるこ

とを意味するわけではなく、したがってまたこれに由来する所得が僅少であることを意味するものではけっしてないからである。「近年、給料および分配利潤を補足する、少なからざる所得が、株式の所有にもとづいて経営者の入手するところとなっていることは、想像に難くないのである。」⁽¹⁴⁾そしてこうした事情もまた経営者を資本主義体制に対する擁護者に仕立てずにはおかぬことになるわけである。

最後に第三には、プロスは経営者の観念的な動機を取りあげている。すなわち、物質的な利益のためや、威信と権力のためのみではなくて、経営者はまたその信念的なもののためにも、他のいかなる体制よりも資本主義体制を進んで選ぶこととなるわけである。そしてここにいわれる信念的なものというのは、資本主義体制のみがこれまで最大多数の最大幸福を実現してきたし、さらに今後もまた実現しうるものなのであって、将来においてもまたそれは他のあらゆる経済秩序に勝るものであるはずだとする観念である。こうした観念が資本主義体制の約束する経営者の特権に媒介されていることは明らかであるにしても、「正しいことを行っており、よりよき将来の

建設に協力しており、そしてまた多数の人びとの厚生のために役立っているという意識は、同じように、経営者を私的資本主義体制を擁護する戦士に仕たてあげるのである。」⁽¹⁵⁾

企業において経営者支配を展開する、いわゆる支配的経営者が、しばしば論ぜられるところとは異なり、資本主義体制に敵対するものではなくて、逆にこれを積極的に擁護するものであること、およびそれがなぜであるかということに関するプロスの見解はおおよそ以上のとおりである。それは、これを要するに、私企業とその運命をとともにすることのうちにこそ支配的経営者の固有の意義が見出されうることのうちにこれをものとめることができるであらう。支配的経営者のみずからの存立と繁栄は、まさに、私企業そのものの存続と繁栄に全面的に依存するものであることを強調するところにこそわれわれはプロスの見解の特質を見出しうるのである。⁽¹⁶⁾

ところでプロスの理解する支配的経営者は、企業において「経営者支配」を展開する経営者であり、「資本をもたない機能者」を代表するものであった。しかもプロスはこのような経営者支配が私企業において唯一の典型

的な支配関係をなすようになる可能性が現代の資本主義社会には認められると解するのである。それでは彼女は、この経営者支配において一体なにを理解しているのだろうか。われわれはさらに進んでこの問題を説明しなければならぬ。

(1) プロスにおいては「経営者支配」は「資本をもたない機能者の支配」を代表するものではあるが、しかしそのすべてではない。なぜなら後者には経営者支配から区別されるものとして、「行政機関の代理人の支配」(Kontrolle durch Beauftragte der öffentlichen Verwaltung)とその他もまた含まれるものと解されているからである。

Vgl. Pross, a. a. O., S. 115 ff.

(2) Pross, a. a. O., S. 173.

(3) Pross, a. a. O., S. 173.

なおプロスは Gewinn や Profit について厳密な概念規定を行っていない。彼女の場合にはこの両者の間には区別は認められていないものと解して差しつかえないであろう。そののみならず、これらは共に広狭種々の意味で用いられていることが注意されなければならない。

(4) プロスは著書の末尾の注記において、アメリカおよび西ドイツの巨大企業の経営者の所得の実情に触れている。このうちアメリカのものはニューカマー (M. Newcomer) の著書 (The Big Business Executive, the Factors that

Made Him—1900—1950, N. Y., 1957, p. 122 ff.) に掲載されている資料によっており、また西ドイツのものは一九六〇年四月九日のフランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング (Frankfurter Allgemeine Zeitung) に掲載されたクルムン (M. Krum) の論述に依拠する。

Vgl. Pross, a. a. O., S. 231.

(5) Pross, a. a. O., S. 174.

(6) Pross, a. a. O., S. 174.

(7) Pross, a. a. O., S. 175.

(8) Pross, a. a. O., S. 176.

(9) Pross, a. a. O., S. 176. なお傍点の箇所は著者がイタリアの字体を用いている部分である。以下同じ。

(10) プロスはこれに関する注記で、バーリーのつぎの書物 *see* *Barley* (Pross, a. a. O., S. 232)°

A. A. Berle jr., *The Twentieth-Century Capitalist Revolution*, London, 1955.

(11) Pross, a. a. O., S. 178.

(12) Pross, a. a. O., S. 179.

(13) Pross, a. a. O., S. 180.

(14) Pross, a. a. O., S. 181.

(15) Pross, a. a. O., S. 181.

(16) 本節におけるプロスの見解は主として上掲書の第九章「個人的利益と制度的利益との調整——経営者の資本主義体制に対する態度」(Koordination individueller und

institutioneller Interessen: die Einstellung von Management zum kapitalistischen System) に對して (Vgl. Pross, a. a. O., SS. 171—185)。

三 經營者支配と支配的經營者

プロスは社会主義社会における經營者の特質を論じて、それが資本主義社会における支配的經營者とはいちじろしくその性格を異にするものであることを指摘し、つぎのとおりにのべている。⁽¹⁾

「このような条件 (社会主義社会における中央機関の統制を指す——藻利)のもとにあつては、狭義の經營者、すなわち、自分の資本をもつてはいないが、それでいてなおかつ、直接に自分の上位にあつて、自分を直接に監督している当局の命令を受けることなく独立して大企業を支配する、自律的な管理者 (autonome Direktoren) は存在しないであろう。」

つまり、ここにいわゆる「狭義の經營者」が經營者支配を展開する支配的經營者にほかならないわけであるが、右の論述において明らかであるように、この支配的經營者には二つの特質が見出されることとなる。その第一は

經營者がみずから經營する会社の資本所有者ではないということであり、そして第二は彼が重要事項を独自に決定する自律的な經營者であるということである。しかもこうした經營者はプロスによれば典型的には資本主義社会の私企業においてのみ存在しうるものと解せられるわけである。そこで支配的經營者、したがって狭義の經營者は私企業における「資本をもたない機能者」(die kapitallosen Funktionäre)ともよばれることとなるのであるが、しかもこの場合の「機能者」が自律性をその特質として堅持するものであるということはとくに銘記されなければならぬ。なぜなら、この自律性が喪失されることは、プロスにおいては、同時に支配的經營者の喪失を意味するものだからである。「資本をもたない機能者」の典型がとくに私企業にもとめられるゆえんはここに見出される。そこでわれわれはむしろこれを「資本をもたない自律的機能者」として特質づけるべきであろう。けだし、自律性をもたない単純な「資本をもたない機能者」というものは、プロスの主張するところとは反対に、資本主義社会においてではなくて、むしろ社会主義社会においてこそ、その一般的発現が理解されうるからであ

る。すなわち、こうした機能者の発現と資本主義体制との間には何らの内面的関連性もこれをもとめないのであって、それとは逆に、われわれはむしろこうした機能者の発現と社会主義体制との間にこそその内面的関連性を見出しうることとなるのである。換言すれば、その発現に関して資本主義体制と内面的関連性をもつ機能者、すなわち経営者はつねに自律的機能者であり、自律的経営者でなければならないわけである。

だが、単なる自律的経営者が同時に支配的経営者を意味するわけではないはずである。なぜなら支配的経営者は企業において経営者支配を展開する経営者であり、しかも経営者支配は「所有者支配」(Eigentümerkontrolle)から区別せられる企業の支配形態にはかならないからである。そこで支配的経営者は、自律的経営者であると同時に「資本をもたない」経営者でなければならないこととなるのである。ところが、この「資本をもたない経営者」は、すでに述べてきたように、社会主義体制とこそその内面的関連性をもつものであった。このことは、支配的経営者の二つの本質的屬性として理解されている自律性と無資本性との間に論理的に両立しえない二律背反

の関係が見出されることを意味している。それではこの関係を解消する鍵は何にもとめられているのであろうか。この問題を説明するためには、われわれは、プロスの理解する経営者支配そのものの性格をより詳細に検討することを必要とするのである。

プロスはアメリカのバーリー(A. A. Berle)およびミーンズ(G. C. Means)の見解に依拠してまず「経営者」を定義する。すなわち「株式会社における、顕著な資本参加を行っていないすべての高級管理職員(alte leitenden Angestellten)」がそれである。ここにいわゆる経営者がいわゆる「専門的経営者」(professional manager)を意味するものであることは明らかであろう。それは広く「資本をもたない機能者」を意味するのである。ついで彼女は「支配的経営者」を定義する。「全然資本参加をしないか、または僅少の資本参加をしているに過ぎないにもかかわらず、最高の執行機関の構成、すなわちアメリカの制度における取締役会(Board of directors)の構成や、ドイツの制度における取締役会(Vorstand)の構成を決定する権力をもっている、企業の高級管理者(Unternehmensleiter)」がそれである。それが「資本をもたない

自律的機能者」を意味していることはいうまでもないであろう。ところで「法律上は高級管理職員——アメリカでは株式会社の最高職員(chief executives)」、ドイツではその取締役会(Vorstand)——は取締役会(Board)または監査役会(Aufsichtsrat)によって任命されることになっているが、事実上は、経営者が支配している企業(das von Managern kontrollierten Unternehmen)においては、その選考と任用とはこれとは逆の方途を進むこととなる。すなわち取締役会の構成員(Vorstandsmitglieder)または最高職員(chief executives)が、問題とするに足りるほどの資本参加を行うこともなくして、みずから両機関の構成、したがってドイツにおいては監査役会の構成と取締役会の構成とを、確定するのである。こうした意味において彼らは企業を支配するのではなく、所有者や所有者の代表が企業を支配するのではない。こうした事実こそがまさにプロセスの理解する「経営者支配」の意味するところにほかならないのである。なおここにいわゆる「支配」(Kontrolle)が、「最高管理者を任命し、また任免権者としてこれを監視し、そして企業政策の基準を確定し、またその遂行を監督する権力(Macht)」

を意味するものであることは明らかであろう。⁽²⁾⁽³⁾

ところで、このような経営者支配が成立するためには多くの前提が必要とされる。すなわちまず第一に株主総会の無機能化が必要であり、さらに第二に監査役会(ドイツ)ないし取締役会(アメリカ)の無機能化が必要である。⁽⁴⁾ところがこうした事態が発現するためには、これに先立って株式会社の巨大化とそれにもなう株式資本の高度の分散(die breite Streuung des Aktienkapitals)が行われていなければならない。つまり経営者支配は巨大企業においてのみはじめて登場しうる事態なのである。しかも株式会社はそもそも巨大企業においてははじめてその本来的機能を発揮しうるものであり、したがって巨大株式会社のうちにこそわれわれは典型的株式会社を見出すことができる。そしてそこでは株式所有の高度の分散現象がこれに随伴するのが一般であるが、こうした株式会社をプロセスはとくに「大衆会社」(Publikumsgesellschaft)とよんでいる。⁽⁵⁾

大衆会社においては株式資本が多数の株主の間に分散されているのであるから、すべての株主がその高級管理ないし経営にたずさわることはできない。のみならず一

般株主はこれに関与する時間も関心も知識も、これをもち合わせてはいない。「そこですべての典型的な株式会社に於いては、管理 (Verwaltung) に対する責任は少数から成る常勤の中央機関に委任されることとなるのであるが、この中央機関には原則として資本参加を行っていない構成員も任命されるのである。」ところで大衆会社におけるこうした関係をブ罗斯は「所有と処理との部分的分離」(die partielle Trennung von Eigentum und Dispositionsgewalt, Verfügungsmacht od. Verfügung)とよんでいる。しかもこの「所有と処理との部分的分離は典型的株式会社においては不可避なものなのである。」⁽⁶⁾

しかし「部分的分離」は「全面的分離」(die völlige Trennung)ではない。ところが、所有と処理との全面的分離によってはじめて経営者支配はその成立を見うるものであることが記憶されなければならないのである。なぜなら経営者の自律性はここにはじめてその成立を見ることが出来るからである。しかも「実際界が端的に明らかにしているところでは、所有者と管理者 (Verwalter) との間にはたえず緊張と闘争とが存在しているのである」⁽⁷⁾。だが、それにもかかわらずブ罗斯は、大衆会社に

おいては、やがて特殊の事態が発現し、それが「所有と処理との全面的分離」を招来して経営者支配を成立させるという可能性が内包されていることを強調してやまない。そしてこの特殊の事態を彼女は「所有制の非私的化」(die Entprivatisierung des Eigentums)とよんでいる。その意味するところは、所有制が個人的所有制 (Individual-eigentum) から集団所有制 (Gruppeneigentum) ないし一種の私的集合所有制 (eine Art privates Kollektiv-eigentum) に転化するという意味において私的所有制を現実解体すること求められるのであるが、しかしそれは決して「国有化」(Verstaatlichung)を意味しているわけではない。ブ罗斯はその内容をつぎの三者にもとめている。その第一は所有者をはっきり識別することが不可能なこと (die Abwesenheit identifizierbarer Eigentümer) であり、第二は処理権力の資本からの分離であり、そして第三は企業の利潤に関してそのすべてを所有者の掌中におさめる権利の廃棄 (die Aufhebung des Gewinnrechts) である。そしてこうした事態が大衆会社の特質を処理権力の所有からの分離と独立とにもとめさせることとなるのである。⁽⁸⁾

さて、プロスはその実証的研究において経営者支配を三種の具体的形態に区別する。その第一は所有者が小株主のみであって、総資本の一パーセント以上を所有する株主は存在せず、主要株主といえどもわずかに一パーセントを所有するにすぎないものである。また第二は相等額の株式を所有するいわゆる「少数株所有者」(Minderheitsaktionär)の存在することは推定されているのであるが、しかもその持分が二五パーセントといういわゆる「制止少数株」(Spernminorität)、つまり支配のために必要とされる必要最小限度の出資持分ないし持株数に達していないものである。つぎに第三はプロスがとくに「条件付経営者支配」(bedingte Managerkontrolle)とよんでいるものであって、一株主がいわゆる「制止少数株」、すなわち総資本の四分の一以上を、したがって拒否権を所有してはいるが、しかしそれにもかかわらず支配の機会を利用しないものである。この場合、プロスが株式総数の四分の一をなぜ「制止少数株」と認定するのか、その根拠は必ずしも明らかにされてはいないのであるが、いづれにしても株主が二五パーセント未満の株式所有者のみである場合には、プロスはその会社を無条件に経営

者支配の行われている企業と解する。そのみならず、条件付経営者支配もまた経営者支配の一種として理解しているのである。⁽⁹⁾ところで、こうした経営者支配の現実に関してプロスはつぎのようにのべている。⁽¹⁰⁾

「多額の資本参加をしている出資者がいないことによって、経営者には、現代の経済において被用職員(Angestellte)が一般的に達成することのできる最高限度の独立性が確保される。会社が十分に儲かっているかぎり、少なくとも儲かっているという外観(Der Anschein der Rentabilität)が存在するかぎり、破産の脅威が強制的に銀行からの影響を強化させ、またそれにもとづいて、管理当局(Verwaltung)に反対するために多数の票を動員する株主の結合が計画されるようなことがないかぎり、経営者(Manager)がここでは第三者の干渉によってさまたげられることなく管理を遂行することとなる。もとよりそれはいかなる場合においても資本を提供した人びとからは完全に、あるいは大体において、独立して遂行されるわけである。たとえ少数株所有者の希望が全面的には否定されえないにしても、なおかつ経営者の地位は強固なものであって、

その独立性に対する重大な制限は十分にこれを阻止することができはるはずである。ところが少数株所有者の外には一連の所有者の中に経営者の自律性を危殆におとし入れうるような人は全く存在しない。高級管理者 (die leitenden Direktoren) は実際には経営者であり、他人の資本を自主的に処理する、大企業の支配者 (Beherrscher) なのである。各人が企業によって単に法律的にのみではなくて、経済的にもまた独立性を享受しているということは、たしかにこの部類 (経営者支配——漢利) の定義に含まれているのである。」

以上がプロスの理解する経営者支配の具体的な意味内容であるが、これによってわれわれの知りうる最も重要なことは、いわゆる支配的経営者の自律性が必ずしも絶対的なものではなくて、むしろ条件付きのものであるということであろう。そしてその条件は企業が利潤性原理にもとづいて有効に運営され、したがって出資者から債権者からも満足されうるような成果をあげているということである。この条件が充足されえないときは経営者は当然に出資者または債権者の干渉に服さなければならぬということとなるはずである。その場合に登場する出資者

が、株主の全部ではなくて特定の一部であることは多言を要しないところであるが、それにもかかわらずその干渉は経営者のけっして軽視し、あるいは無視することのできない所有者であることが注意されなければならないのである。そこで、「被用管理者の所有者の意思からの完全な解放」 (die völlige Emanzipation angestellter Geschäftsleiter vom Eigentümerwillen) というようなことはわれわれの推論の絶することがらなのである⁽¹¹⁾。ところで支配的経営者の自律性がこのような条件をとまうものであるとすると、経営者支配における「所有と処理との分離」、すなわちいわゆる「所有と管理との分離」が、はたして全面的なものであるかどうかはきわめて疑わしいこととなる。換言すれば、大衆会社といえども、そこに成立を見る「所有と管理の分離」は、程度に差こそあれつねに部分的なものに限られているのであって、けっして全面的なものではありえないことをわれわれは結論せざるをえない。そしてこのことは、厳密な意味における、したがって所有と処理ないし管理との実質的な全面的分離を条件とするような経営者支配は、資本主義体制においてはついに成立しえないことを意味しているのである。

そこでわれわれはプロスの理解している経営者支配が形式的なものであって、けっして実質的なものではありえないことを知らなければならない。そしてその「形式」はプロスのいわゆる「資本をもたない機能者」としての経営者の登場のうちにこれを理解することができる。ここで「資本をもたない」ということは必ずしも経営者が資本参加をしていないということではなくて、その資本参加が経営者の処理権力ないし経営権力を確保するに足るほどのものではないという意味であったことについてはすでに触れてきたのであるが、それがはたしてどの程度のものであるかは今はこれを問う必要がない。そのような形式が整っておりさえすればそれでよいのである。そしてこうした形式をそなえた経営者が、一定の条件をその背後に負担しながら、外見的な自律性をもって登場するとき、そこにわれわれはプロスの理解する経営者支配の発現を見出すことができることとなる。しかもこの舞台装置を提供するものこそが、まさに大衆会社に外ならないわけである。

さて、支配的経営者の本質的屬性として理解されるものは第一には「資本をもたない機能者」であり、そして

第二には「自律的機能者」であった。ところで支配的経営者を資本主義体制の擁護者に仕立てる上で決定的な意義をもつものとしてプロスはとくに後者を重視したのであるが、ここでわれわれは支配的経営者の属性としての自律性の意味を再検討する必要にせまられる。なぜなら、経営者支配の成立に際して問題とされた経営者の自律性は、資本に対する処理権力が資本の所有者から分離し、独立して、これが専門的経営者に帰属するようになることを意味していたのであるが、これに対して資本主義体制の擁護者としての経営者に関して理解されるその自律性は、これとは異なり、国家の中央管理機関の管理・統制からの経営者の自主独立を意味しているのであって、両者は、同じ自律性において論ぜられながら、いちじるしくその意味内容を異にするものだからである。すなわち前者は所有者からの自律であるが、これに反して後者は官庁からの自律にはかならない。ところがこの官庁からの自律は、実は私企業体制そのものの本質的屬性をなすのであり、したがってそれはひとり支配的経営者のみではなくて、機能的所有者(die fungierenden Eigentümer)をも含めて広く私企業の経営者に一般的な固有の屬性を

なすものといわなければならないわけである。それにもかかわらずプロスがこれをもっぱら支配的経営者の自律性の名において理解することとなったゆえんは、実は、彼女の理解する支配的経営者が単に形式的な経営者支配の発現のうちに把握せられたものにすぎなかったことによるものと解せざるをえない。プロスはいう、「そこでつぎのような逆説が発現する。経営者支配は所有制の非私的化と同じ意味をもつものであるが、この経営者支配がまさにこうした非私的化を介して所有制に役立っているというのがそれである」⁽¹²⁾と。

企業の経営者支配、したがってまた支配的経営者は、厳密な、したがって実質的な意味においては、資本主義体制のもとではついに成立しうるものではない。そこでプロスの論ずるところは、おのずからこれを単に形式的なものとしてのみ理解せざるをえないこととなるのである。われわれはここでプロスが巨大企業に関して、その支配者が経営者であろうと所有者であろうと、その意思決定を原理的に指導するものには何らの相違も見られないことを指摘していた事実を想起するべきであろう。しかもその指導原理はまさに資本主義の体制原理であり、

資本主義経済の原理にほかならなかったのである⁽¹³⁾。資本主義社会の経営者は、支配的経営者といえども、本質的に資本主義体制と内面的関連性をもつものであることをわれわれは銘記しなければならないのである⁽¹⁴⁾。

(1) Pross, a. a. O., S. 178.

(2) Pross, a. a. O., SS. 18—19 u. vgl. SS. 21—22.

なおプロスは巻末注記において、経営者支配の可能性を「分散所有 (Streubesitz) が完全に行われている企業においては、最高管理職員 (die obersten Angestellten) が事実上所有者から独立して取締役会および監査役会の構成を決定し、これによって会社を支配するという機会」が存在することのうちに求めている (Pross, a. a. O., S. 229)。

(3) 以上によって明らかであるようにプロスの経営者概念にはまず広狭二義が区別されうる。「資本をもたない機能者」が広義の経営者であり、「資本をもたない自律的機能者」が狭義のそれである。しかしこのほかに「機能者一般」がさらに最広義の経営者として理解されうるであろう。この中には「資本をもつ機能者」もまた含まれうるわけである。しかもこれらをプロスは必ずしもつねに厳密に区別して使用しているわけではない。

なお「ここで『資本を持たない』(kapitallos) というのは、他の自然人または法人が企業の所有者であるということを用いているのであって、支配的機能者自身が私的財産

を全然もっていないことをいっているわけではない。重要なのは、機能者の投資が彼の処理権力を確保するに足るほどのものではない、ということにすぎないのである」(Pross, a. a. O., S. 24)。

(4) 「監査役会が法律によって規定されている監査 (Revisionsarbeit) となわちすべての業務の経常的な監査 (die ständige Überprüfung) を行っているようなことはめったにない。多くの監査役会は専門的な知識、時間、関心をもつていないのである」(Pross, a. a. O., S. 68)。

なお、株主総会および監査役会の無機能化はプロセスの場合には「中立化」(Neutralisierung) とよばれている(Pross, a. a. O., S. 22)。こうした中立化の事実、およびそれにもかかわらずこうした機関が存在理由をもつゆえんに関しては、さらにつきを参照のこと。

Pross, a. a. O., SS. 79—82.

(5) 巨大企業のすべてが「大衆会社」をなすわけではない。なぜなら、巨大企業には株式会社形態によっていないものも存在しうるし、また「大衆会社」でない株式会社、すなわち同族会社 (Familiengesellschaft) またはこれに類するような株式会社も存在しうるからである。しかしこれらがむしろ例外的存在であることはいうまでもない。

(6) Pross, a. a. O., S. 12, S. 13 u. S. 21.

(7) Pross, a. a. O., S. 13.

(8) Vgl. Pross, a. a. O., SS. 159—160.

なおプロセスの「所有制の非私的化」という表現は必ずしも適切であるとは思われない。その内容からするときわれはこれを、むしろ「私的所有制の非個人化」とよぶべきであろう。

(9) Vgl. Pross, a. a. O., S. 112.

(10) Pross, a. a. O., SS. 112—113.

(11) Pross, a. a. O., S. 17.

なおプロセスはみづからつきのとおりにのべている (Pross, a. a. O., S. 167)。

「処理権力を所有者からほぼ完全に解放されて遂行することという意味での経営者支配 (Managerherrschaft) は現代の法的・社会的秩序の観念ではほとんど予見されてはいない。」

(12) Pross, a. a. O., S. 163.

(13) 第二節の(注6)に対応する引用文を参照のこと。

(14) 経営者支配や支配的経営者の問題を根本的に考察しようとする場合には、われわれは単は被用経営者ないし被用管理者と出資者との関係のみではなくて、さらに前者と債権者との関係をもまたこれを同時に取りあげなければならぬ。ところがプロセスにはこの問題に関する考察がほとんどない。なるほど彼女は銀行の問題を全然問に附しているわけではない。だがこれに関しては彼女はつきのとおりにのべているのである。すなわち「銀行の影響も従業者の影響も、ともに特別に取りあつかわれるべきものではない。」

それらは監査役会 (Aufsichtsrat) の地位を論ずる場合に必要とされるかぎりにおいて附随的にこれに關説するだけである」(Pross, a. a. O., S. 17)。

ここに「従業員の影響は、いわゆる共同決定法 (Mitbestimmungsgesetz) や経営者代表制のそれを意味している。銀行の作用は単にこれと同列に取りあつかわれているにすぎないわけである。だが銀行は経営者に対して一方において出資者として機能すると同時に他方においては債権者としても機能する。そのみならずこの両者の結合的機能をもたずわけである。したがって経営者に対してもつその意義はけっして輕視されえないものである。」

四 結

ブ罗斯は巨大企業において経営者支配を展開する支配的経営者が資本主義体制に敵対するものではなくて、それとは逆にこの体制を弁護し、擁護する戦士をなすものであることを強調するとともに、それがなぜであるかに關しての詳細な説明理由を究明する。その論述するところはまさにわれわれの傾聴に値するものではあるが、しかし結局はそれらは、大衆会社をその代表とする巨大企業における経営者支配や支配的経営者が単に形式的なも

のにすぎないものであり、したがってけっして實質的な経営者支配や支配的経営者ではないという事実に起因しているものだと思われるべきでないものである。換言すれば、その實質は原則的には依然として所有者支配であり、資本金支配にはかならないわけである。

ただ形式的な意味におけるものであるにしても、こうした経営者支配や支配的経営者の発現は高度に發展した資本主義社会においてのみ認められうる事態であり、巨大企業の發展を媒介としてはじめてその登場を見ることが出来るものであるということは否定されない。そしてこのことを強調するブ罗斯の見解はもとより高く評價されるべきであろう。すなわち問題の本質は実はこうした現象を必然的に随伴する巨大企業そのもののうちにこそわれわれはこれを求めなければならないのである。

ブ罗斯もまたみづからこのことを意識する。そして今日の巨大企業の浮沈の影響するところが極めて甚大であることを強調し、それゆえに今日の巨大企業は、それが公衆会社であると否にかかわらず、單純な私的制度 (Privateinrichtung) ではなくて、事実上はまさに公的制度 (eine öffentliche Einrichtung) をなすにいたっている

ことを確認している。しかもプロスによれば「支配集団は、それが所有者であろうと経営者であろうと、このことを意識しているように思われる。」そして「このことは経済的な緊急事態における彼らの行動がこれを証明している。彼らの支配する企業が繁栄しているかぎり、彼らはその自律性を主張する。原理的に、また徹底して、自己の処理上の自由に対する制限のための干渉を拒絶する。けれども企業がみずからの力によっては克服しえない困難に逢着するような場合には、それは変化する。今や支配集団もまたこれに対する公共機関の救助を要請することとなるのである……」そこで「巨大企業は現実には——それを誰が支配しておろうと——私的企業では「⁽¹⁾」
 けっしてない」とする見解をプロスはとることとなる。
 さて巨大企業において発現の可能性をもつ支配的経営者は資本主義体制の擁護者として理解される。そしてそれはこうした経営者が巨大企業の存続と繁栄に献身し、これによって同時にみずからの存立と繁栄とを獲得するものであると解されていることによるのである。
 ところでプロスは「所有者支配」に対しては極めて批判的であり、悲観的である。すなわち彼女はつぎのとおり

りにのべている。⁽²⁾
 「大衆会社における所有者支配は個々の企業に対しても総合経済に対してもおそくは破局を招来することとなるであろう。小株主は……まず第一に高額配当、有利な新株引受権および特別給付に関心をもっている。それはいうまでもなく、けっして心理的特殊性と関係しているのではなくて、投資物件、したがって所得増大の手段としての株式の機能と関係しているのである。……完全に小所有者の支配下にある株式会社は必然的にその競争能力を喪失するのである。」
 とところがこれに反してプロスは「経営者支配」に対しては極めて好意的であり、樂觀的であって、企業の利益と支配的経営者の利益とが合致することに関して何らの疑いをも挿むものではないように思われる。だが事實ははたしてこれを裏書きするものでありうるだろうか。われわれは一方において機能的所有者の支配が必ずしも企業を破滅に導くものではないことを確認するとともに、他方においては支配的経営者の利益が必ずしもつねに企業の利益と合致するものではないことを強調しなければならぬ。

けだし、公衆会社の株主には一般に機能的なものと無機能的なものと二種がある。前者は特定の企業に定着してその存続と繁栄との中に自己の利益を求めることを原則的に志向する「企業者株主」(Unternehmeraktionär)であり、安定株主であるが、これに反して後者は不在所有者であり、特定の企業との間には単に一時的関係をもつにすぎない「機会株主」(Gelegenheitsaktionär)ないし浮動株主である。前者は企業の支配を志向することを原則とするが、これに反して後者はこれとは無関係であると解して差しつかえない。ところでプロスが批判の対象とする「所有者支配」はここにいる機能株主の支配ではなくて、かえって無機能株主の支配に匹敵するものと解せられる。だがそれは批判の対象として適切ではない。なぜなら、無機能株主は元来企業支配を展開するものではないからである。ところがこれに反して機能株主の企業支配に対する批判としては、プロスの批判の内容はけっして適切ではない。なぜなら機能株主は、原則的には、プロスの理解する支配的経営者と同様に企業の存続と繁栄とのうちに、同時に自己の存立と繁栄とを見出すものだと思しうからである。そこでわれわれは、資

本主義体制の積極的な擁護者はけっして単に支配的経営者につきるわけではなくて、機能的所有者もまたこれに属するものであることを知らなければならない。しかも資本参加者であり、出資者である機能的所有者が資本主義体制の擁護者となることに關しては、われわれはなんらの説明をも必要としないであらう。⁽³⁾

機能的所有者および支配的経営者はともにその支配する巨大企業の存続と繁栄に献身することを媒介として資本主義体制の擁護に寄与するはずである。だがそれは企業の利益と企業を支配する機能的所有者や経営者の個人的利益とが合致することを前提としてはじめて実現されうるところにはかならない。換言すれば、企業の利益がもしも支配者の利益と分裂し、両者が矛盾・対立を招来することにもなるならば、期待はおのずから裏切られることとなる。つまり「支配者の利益」のために「企業の利益」が犠牲に供せられることとなるわけである。しかもそれは巨大企業の危機を招来し、やがてまた資本主義体制の危機を結果することとならざるをえない。そこにわれわれは「支配者の墮落」を理解するべきであらう。しかもこうした墮落の危険性に関しては、プロスの見解

とは異なつて、われわれは、それが、「資本をもつ機能者」である機能的所有者の場合よりも、むしろ「資本をもたない機能者」である支配的経営者においてより顕著であることを推論せざるをえない。そして、実はこのことのうちにこそ今日の巨大企業における極めて深刻な経営者問題がかくされているということをわれわれは銘記しなければならぬのである。⁽⁴⁾

「支配者の墮落」ことに「支配的経営者の墮落」を防止するための配慮はいまや極めて重要な意味をもつこととなる。それは巨大企業の利益と支配者の利益とが統合されうるような施策によつてはじめて具体化されうるのであるが、そこには多くの複雑な問題が伏在するものと解せられる。しかしそれらは結局は企業の具体的な指導原理の再検討を媒介としてはじめて解決されうるものと解せざるをえない。企業の指導原理が資本主義の体制原理としての営利原則ないし営利経済原理であることにはもとより何の変更も認められない。だがその具体的意味内容は、企業の変質とともに変質する。今やわれわれに要請されているものの第一は、形式的な意味においてではあるにしても、経営者支配や支配的経営者の登場を見

るような巨大企業にこそ妥当する具体的な企業の指導原理の究明をなすものと解することができるのである。

(1) Pross, a. a. O., S. 161.

(2) Pross, a. a. O., SS. 161—162.

(3) プロス自身が、バーナムの経営者革命論批判において論述するところは、われわれの見解に等しいか、少なくとも近似しているように思われる。その一端を紹介すれば、つぎのとおりである (Pross, a. a. O., S. 182)。

「支配的所有者と支配的職員との二つの集団は共通の目的や同種の利害関係をもつ寡頭支配集団に統合される。管理活動によつて、資本投下によつて、あるいはその両者の結合によつて直接に株式会社に参与する人びとを、たがいに敵対する二つの立場に分割する境界は、資本参加の有無によつて引かれる線に沿つて設けられるのではなくて、支配する当局者と局外者との間に、一方は管理する所有者と経営者、他方は管理から除外されている株主、この両者の間に設けられるのである。不在株主 (ausensstehende Aktionäre) と経営者との間には議論がたえない。ところが同様の議論は不在株主と支配株主との間にも発現する。けれどもこれに反して経営者と機能的資本家との間には重大な紛争は全然発生しないのである。もっともこの場合、個人的な対立によつて引き起こされる論争は度外視されている。こうした論争は経営者と支配的所有者との間においてと同様に、経営者と経営者との間や、支配的所有者と支

配的所有者との間においてもまた成立しうるのである。」
右の論述においてはプロセスは支配的職員ないし経営者
(支配的経営者)と支配的所有者との間に何らの区別おも
認めてはいないわけである。
(4) われわれはここで、いわゆる「サラリーマン経営者」

の無責任性の問題を想起するべきであらう。昨今巷間にお
いて経営者が自己の運営する会社の株式をできるかぎり多
く所有するべきことが提唱せられるゆえんもまたここに見
出されるべきであると思う。

(二橋大学教授)